

## 西宮市社会福祉施設等の整備等に係る実施要領

### 第1 目的

この要領は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設若しくは障害者支援施設（以下「施設」という。）の設置等の事前手続きに関し、必要な事項を定めることにより、設置等に関する許認可等の事務手続きが適正かつ効率的に行われることを目的とする。

### 第2 定義

この要領上で用いる次の各号で掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホーム 老人福祉法第20条の5に定める施設
- (2) 養護老人ホーム 老人福祉法第20条の4に定める施設
- (3) 軽費老人ホーム 老人福祉法第20条の6に定める施設
- (4) 介護老人保健施設 介護保険法第8条第25項に定める施設
- (5) 障害者支援施設 障害者自立支援法第5条第12項に定める施設
- (6) 創設 新たに施設を整備すること
- (7) 増床 既存施設の現在定員の増員を図ること
- (8) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること
- (9) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む）をすること
- (10) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む）をすること
- (11) 許認可等 老人福祉法第15条第4項又は同法第16条第3項の認可、介護保険法第94条第1項の開設許可又は同法同条第2項の変更許可及び社会福祉法第62条第1項の届け出若しくは同法同条第2項の許可又は同法第63条第1項の届け出若しくは同法同条第2項の許可

### 第3 事前協議

- 1 市内において、施設の創設、増床、増築、改築若しくは増改築を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、許認可等の手続き前に、事前協議申請書〔第1号様式及び添付書類〕により、あらかじめ市担当部局と十分な事前協議を行う。
- 2 協議申請の時期は、工事を伴うものにあつては基本設計の段階から、工事を伴わないものにあつては許認可等の手続き前までに十分な期間をとって行なうものとする。ただし、市補助金により整備を行なうものは別の協議、スケジュールによる。
- 3 市は、介護保険法令、障害者自立支援法令その他関係法令及び介護保険事業計画又は障害福祉計画等に照らし、必要な指導及び助言を行う。
- 4 市は、別紙「社会福祉施設等の許認可等事務に係る事前審査基準」により事前審査を行い、事前審査基準に適合した協議申請について協議を行う。
- 5 市は、4の協議が完了した場合、事前協議完了通知書〔第2号様式〕により書面で通知するものとする。

#### 第4 責務

事業者と市は、この要領に定める事項を遵守し、誠実に対応するものとする。

#### 第5 施設の許認可等

- 1 事業者が行う施設の創設、増床、増築、改築若しくは増改築に係る許認可等の手続きは、事前協議を経た後に許認可等の日までに十分な期間をとって行うものとする。
- 2 市は、許認可等の前に必要に応じて現地確認調査を実施する。
- 3 事業者が1の許認可等の手続きに合わせて介護保険法又は障害者自立支援法に基づく事業者指定申請をする場合、当該申請は許認可等の手続きと同時に行うものとする。

#### 第6 協議内容の変更

- 1 事業者は、事前協議完了通知書の交付を受けた協議の内容に変更が生じた場合、協議内容変更申請書により再協議を行うものとする。
- 2 1の再協議においては、第3の事前協議の手続きを準用するものとする。

#### 第7 補則

この実施要領の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- 1 この実施要領は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 市は、この実施要領の施行前においても、許認可等の手続きに関し必要な事務手続きを行うことができる。
- 3 この実施要領の施行前において、兵庫県の事前協議が完了している計画については、第3の事前協議が完了しているものとみなす。

## 社会福祉施設等の許認可等事務に係る事前審査基準

審査項目	審査基準
1 事業実施理由	事業実施する理由が妥当であること。
2 運営方針	運営方針が妥当であること。
3 地域及び家庭等との連携	(1) 地元住民の理解が得られていること。 (2) 地域及び家庭等との連携が十分に図られ、施設の所期の目的が十分に達せられること。
4 事業概要	(1) 開発許可等が確実であること。 (2) 工事が建築確認通知書受理後、直ちに着工する予定となっていること。 (3) 工事の着工から竣工までの期間が妥当であること。
5 資金計画	(1) 開設に要する費用の資金計画が確実であること。特に自己資金の確保及び市中銀行からの融資が確実であること。 (2) 独立行政法人福祉医療機構へ事前に融資相談を行っていること。
6 構造設備等	(1) 介護保険法・障害者自立支援法等に定める基準を満たしていること。 (2) 兵庫県福祉のまちづくり条例を遵守していること。
7 職員の確保	職員の確保ができていない場合、確保のための具体的な方策を示すことができること。
8 高齢者福祉計画等との整合	高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障害福祉推進計画・障害福祉計画に基づいた整備内容であること。